



手続き・申請

固定資産税の納税通知書を発送します

伊奈庁舎税務課 (内線2301・2304)

4月8日(木)発送予定です

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、4月8日(木)に発送する予定です。納税通知書が届いたら、課税明細書に記載されている固定資産(土地・家屋)の内容について、次の①～④に注意し、確認をお願いします。

- ①賦課期日である令和3年1月1日現在で所有している固定資産(土地・家屋)がすべて記載されているか
- ②令和2年12月31日以前に取り壊した家屋や、所有者を変更した資産が含まれていないか
- ③土地の地目や家屋の種類が現状と合っているか
- ④住宅やアパートの敷地として使用されている土地の場合、住宅用地の特例適用表示がされているか

なお、誤って他人宛ての納税通知書が配達されたり、それを誤って開封してしまった場合には、最寄りの郵便局へご連絡をお願いします。

令和3年度税制改正により、令和3年度の土地の課税標準額については、評価額の上昇などにより税負担が増加する場合、令和2年度の課税標準額を据え置くこととなっています。(令和

3年度のための措置となります)

▼納期限Ⅱ各期の納期限は次のとおりです。口座振替の場合の振替日は、各納期限日になります。それまでに預貯金残高の確認をお願いします。

- 第1期 4月30日(金)
- 第2期 8月2日(月)
- 第3期 12月27日(月)
- 第4期 令和4年2月28日(月)

固定資産の縦覧ができます

固定資産税・都市計画税の納税者の方は、固定資産税課税台帳に登録された土地や家屋などを縦覧帳簿により縦覧することができます。これにより、納税者の皆さんが、ほかの土地や家屋の価格との比較ができます。

▼縦覧期間Ⅱ4月1日(木)～30日(金)

▼縦覧場所Ⅱ伊奈庁舎税務課

▼縦覧することができの方Ⅱ固定資産税の納税者

▼縦覧帳簿記載事項

- 土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、価格
- 家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

▼持ち物Ⅱ納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)



コロナ支援

市税の納付を猶予する制度があります

伊奈庁舎収納課 (内線2405)

新型コロナウイルスの影響で納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に関わる「特例の徴収猶予」の申請受け付けは終了しましたが、同感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患されたり、事業に著しい損失を受けるなど、一時に納付することが困難な時は、従来の猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは、収納課にご相談ください。



お知らせ

市税などの督促手数料を廃止します

伊奈庁舎収納課 (内線2405)

4月1日以降の納期限が対象

市の条例改正により、4月1日(木)以降に納期限の到来する市税・料金の督促手数料が廃止となります。

ただし、3月31日(水)以前に納期限の到来した市税・料金に対する督促手数料は、廃止の対象とならないので、納付が必要です。

(例) 令和2年度固定資産税第4期(納期限…令和3年3月1日)が未納で督

促状が発付された場合は、督促手数料の納付が必要です。

▼対象となる税金・料金Ⅱ固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、市・県民税、法人市民税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業集落排水処理施設事業分担金、コミュニティ・プラント事業分担金、下水道事業受益者負担金(取手地方広域下水道組合を除く)